

# 令和8年 第5回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和8年5月11日（月）

午後2時00分から午後2時33分

場所：宇城市役所3階大会議室

## ○出席委員

（農業委員）

1番	村山 安次	2番	五嶋 一精	3番	田尻 かほる
4番	松川 奈保美	5番	村嶋 政弘	6番	河野 公明
7番	橋本 孝博	8番	山田 哲郎	9番	坂本 茂義
10番	百家 美代子	11番	吉富 訓生	12番	北岡 誠司
13番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
早川 一伸	欠	中塘 万格人
近藤 洋之	欠	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
欠	河島 陽一	欠
欠	杉田 雅宏	

## ○欠席委員

農業委員

農地利用最適化推進委員

吉利 健、田中 起代登、吉川 勝弘、野田 眞語、小田 直之

○事務局出席者：（事務局長）米村 寿朗 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後2時00分）

- 日程第1 議事録署名委員の決定について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第25号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について
- 日程第5 議案第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第27号 農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について
- 日程第7 議案第28号 農用地利用集積等促進計画書の作成について
- 日程第8 議案第23号 令和8年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について

**開 会** (午後 2 時 00 分) 副会長の号令による起立、礼

**事務局長** 定刻になりましたので、ただ今から、令和 8 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名、全員でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立しますことを報告致します。  
開会にあたりまして、会長よりご挨拶をお願い致します。

**会 長** こんにちは。大変お忙しい中、またお疲れのところ、ご出席をしていただきまして有難うございます。

先月は市議会議員選挙があり、この委員会からお二人が当選されました。今後も宇城市のために宜しくお願い致します。本日は資料にありますように、国営事業に関するお話と、あと 1 案件ございますため勉強会は、延期にしたいと思いますのでよろしくお願い致します。

**議 長** それでは、これより令和 8 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開催致します。日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。  
署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、9 番、坂本茂義委員、11 番、吉富訓生委員を指名致します。

**議 長** 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮り致します。  
本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** 有難うございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

**議 長** 日程第 3、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。  
議案第 24 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局** 議案の 3 ページになります。議案第 24 号農地法第 3 条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので審議を求めます。  
令和 8 年 5 月 11 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子  
提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求めます。

## 議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番から 5 番は、	不知火 1 上田委員より
申請番号 6 番は、	松橋 2 近藤委員より
申請番号 7 番は、	9 番 坂本委員より
申請番号 8 番は、	13 番 本田委員より
申請番号 9 番は、	豊野 1 小田委員に代わりまして、
	13 番 本田委員より

それぞれ、説明を求めます。

## 上田推進委員

5-1 について説明いたします。申請事由は贈与となっております。詳細は記載のとおりです。渡人と受人は親子であり、渡人が高齢であり、譲りたいとのことで、受人も 10 年以上農業をされており、受人の息子さん（渡人の孫）も農業をされており、何ら問題は無いかと思われま。

続きまして、5-2 から 5-5 については、借人が同じ人の案件になりますので、まとめてご説明致します。詳細は記載のとおりです。

申請事由は経営規模拡大による貸借です。前回の総会時の案件と同じで、借人は、農大を卒業されたばかりで、意欲的な青年であり、着々と周りの遊休農地を集約されている現状です。親も農家をされており機械等も持っておられ、何ら問題ないかと思われま。ご審議のほどよろしくお願ひします。

## 近藤推進委員

申請番号 5-6 についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。露地野菜を将来作られるというところで、面積は大きくは無いですが、露地野菜を栽培していかれるということです。受人はずっと農業をされており、息子さんも農業に取り組まれていて、何の問題もないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

## 坂本委員

続きまして、申請番号 5-7 についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。理由の方は経営規模拡大による売買ということでありまして、渡人と受人は親戚関係でございます。現在、受人は専業農家で施設園芸をされていますけれど、今回の土地は国営事業の基盤整備の集約の関係で買われるということでございます。受人については後継者もいらっしゃいます。何ら問題はないと思われま。よろしくお願ひします。

## 本田委員

申請番号 5-8 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は新規就農による売買になります。渡人と受人は知人ということで、渡人の遊休農地に栗を植えるということです。金額も双方同意の売買ということです。

営農計画書も出されており許可は可能かと思われます。ご審議方よろしくお願  
いします。

申請番号 5-9 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は  
規模拡大による売買になります。受人は昨年、本市に移住された 60 代前半の  
新規就農者です。今回の案件は、渡人が高齢のため、柿栽培をやめるので受人  
に栽培しないかと相談され、受人の家の近くの畑であったため、購入を決めら  
れたということです。何ら問題ないと思しますので、ご審議よろしくお願  
いします。

**議 長** 只今、申請番号 1 番から 9 番について、各委員よりそれぞれ説明がありまし  
たが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、  
指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご  
意見をお尋ねします。

**議 長** 意見も無いようですので、議案第 24 号の申請番号 1 番から 9 番について承  
認される方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 24 号の農地法第 3 条の  
規定による許可申請について、申請番号 1 番から 9 番は、原案どおり承認する  
ことに決定されました。

**議 長** 日程第 4、議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請」  
を上程し、議題といたします。  
議案第 25 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局** 議案の 6 ページになります。議案第 25 号「農地法第 5 条の規定による事業  
計画変更承認申請」について次のとおり、農地法第 5 条事業計画変更承認申請  
があったので農業委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 11 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：事業計画変更承認を受けるにあたり農業委員会の議決が必要なた  
め、審議を求める。

続けて詳細を説明します。申請番号 1 番について、ご説明いたします。この  
案件は、令和 7 年 5 月 13 日付けで現場事務所及び工事車両置場の一時転用目  
的の許可済みですが、工事期間の延長により事業期間変更での申請となってい  
ます。

変更は事業期間のみで、その他計画等の変更はありません。

ご審議方よろしくお願  
いいたします。

**議 長** 只今、申請番号 1 番について、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 意見も無いようですので、議案第 25 号について承認される方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 25 号の農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について、申請番号 1 番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第 5、議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。  
議案第 26 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局** 議案の 8 ページになります。議案第 26 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」次のとおり許可申請があったので審議を求める。  
令和 8 年 5 月 11 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子  
提案理由：農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

**議 長** それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。  
調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

**議 長** 申請番号 1 番は、 不知火 2 吉利委員に代わりまして、  
不知火 1 上田委員より  
申請番号 2 番は、 松橋 1 中塘委員より  
申請番号 3 番および 4 番は、 松橋 2 近藤委員より  
申請番号 5 番は、 豊野 1 小田委員に代わりまして、  
13 番 本田委員より  
それぞれ、説明を求めます。

**上田推進委員** 申請番号 5 - 1 についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。転用事由は、特定建築条件付売買予定地となっております。排水同意、隣接同意、区

長同意等は、全て取られているということで、問題は無いかと思われま。審議の方よろしくお願ひします。

**中塘推進委員** 5-2につまましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用事由は駐車場となつております。業者が新しく店を建てられるということで、その裏手に従業員駐車場ということでの申請でございます。第3種でもあり、何ら問題は無いと思われま。ご審議よろしくお願ひします。

**近藤推進委員** 申請番号5-3についてご説明致します。詳細は記載のとおりです。転用事由は、個人住宅となつております。始末書添付がついておりますが、渡人の祖父の時に一時転用をしてはいたしましたが、その後も現況復旧せず、土場置場として活用してはいたため、始末書添付がついております。何ら問題はございません。

続きまして5-4についてご説明致します。転用事由が農業用資材置場となつております。先ほど3条申請にありました農地の隣になりますが、申請者も同じ人となつております。規模拡大によって機械等が増えたため、農業用の資材置場としてこの農地を買われるということでした。何ら問題は無いと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

**本田委員** 申請番号5-5について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は産業廃棄物処理施設作業場敷地拡張になります。

(場所説明後) 転用地の現状は荒廢農地となつており、隣接同意、排水同意も取つてあり、転用は妥当と思われま。審議方よろしくお願ひします。

**議 長** ここで事務局より、各案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願ひします。

**事務局** それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につまましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、農地から500m以内に宇城市役所不知火支所があることから農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われま。

申請番号2番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われま。

申請番号3番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われま。

申請番号4番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、農業用施設である農業用資材置場として転用されるものであ

り第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号5番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

**議 長** 只今、申請番号1番から5番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 意見もないようですので、議案第26号の申請番号1番から5番について、承認される方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第26号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から5番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第6、議案第27号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。  
議案第27号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

**事務局** 議案の11ページになります。議案第27号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和8年5月11日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。

**議 長** 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

次の案件は委員の案件となります。議案の14ページの申請番号9番、15ページの申請番号11番、30ページの申請番号42番につきましては〇〇委員の案件となりますので、後ほど審議します。

**議 長** それでは、申請番号1番から8番、10番、12番から41番、43番から44番、501番および502番について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 意見も無いようですので、申請番号1番から8番、10番、12番から41番、43番から44番、501番および502番について承認される方の挙手を求めます。  
( 委員挙手 )

**議 長** 有難うございます。全員挙手です。よって議案第27号の申請番号1番から8番、10番、12番から41番、43番から44番、501番および502番は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 続きまして、申請番号9番、11番および42番は〇〇委員の案件になりますので、会議規則第12条の規定により、ここで退席を求めます。  
(〇〇委員退席)

**議 長** それでは、審議をいたします。本案件につきましては、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので説明は割愛させていただきます。

**議 長** それでは、申請番号9番、11番および42番につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長** 意見もないようですので、申請番号9番、11番および42番について承認される方の挙手を求めます。  
(委員挙手)

**議 長** 有難うございます。全員挙手です。よって、議案第27号の申請番号9番、11番および42番は、原案どおり承認することに決定されました。審議が済みましたので、〇〇委員の入室を求めます。  
(〇〇委員入室)

**議 長** これで、議案第27号の「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」は全て、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長** 日程第7、議案第28号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。

議案第28号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 34 ページになります。議案第 28 号「農用地利用集積等促進計画の作成について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 8 年 5 月 11 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続けて詳細を説明します。議案の 34 ページから 40 ページです。

今月は、農業公社買い入れが 9 件、売り渡しが 4 件です。

合計面積は、13 件中、田が 45,961 m<sup>2</sup>、畑が 2,498 m<sup>2</sup>、合計 48,459 m<sup>2</sup>です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願いたします。

**議 長**

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**

意見も無いようですので、議案第 28 号について承認される方の挙手を求めます。

( 委員挙手 )

**議 長**

有難うございます。全員挙手です。よって議案第 28 号は、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**

日程第 8、議案第 29 号「令和 8 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について」を上程し、議題といたします。

議案第 29 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

**事務局**

議案の 42 ページになります。議案第 29 号「令和 8 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について」このことにつき協定賃金を決定したく提案する。

令和 8 年 5 月 11 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

続けて詳細を説明します。議案の 43 ページです。中段に「参考」としまして、令和 5 年・令和 6 年・令和 7 年度の宇城市の金額と宇城郡市並びに熊本県の平均額、枠外下段に熊本県の最低賃金額・時間当たりを載せております。

まず最上段の農作業一般ですが、最低賃金掛ける 8 時間とすると 8,272 円になります。端数を切り上げ農作業一般は 8,300 円としております。次に水稻作作業受託料金につきましては、宇城郡市並びに熊本県の平均額並みであることと昨年値上げしていることを踏まえ、昨年同様の価格としております。

例年であれば、各地区の現地検討会で協議を行い、その後、総会で審議を行っていましたが、参考データの到着が遅れたことから、今年度は総会での審議となりました。

令和 8 年度の農作業一般及び水稲作作業受託料金（案）につきましてご審議方お願いします。

**議 長**            それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

**議 長**            意見も無いようですので、議案第 29 号について承認される方の挙手を求めます。  
                    ( 委員挙手 )

**議 長**            有難うございます。全員挙手です。よって、議案第 29 号について、原案どおり承認することに決定されました。

**議 長**            以上で本日の日程は全て終了しました。  
                    これをもちまして、令和 8 年第 5 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。  
                    慎重なご審議、有り難うございました。

**閉 会**            (午後 2 時 33 分) 副会長の号令による、規律、礼。